

福島県暴力団排除条例

平成23年3月18日

福島県条例第51号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策（第7条－第14条）
- 第3章 県の事務及び事業における措置（第15条－第18条）
- 第4章 少年の健全な育成を図るための措置（第19条－第21条）
- 第5章 事業者による利益の供与の禁止等（第22条－第28条）
- 第6章 特定事業等からの暴力団の排除（第29条－第31条）
- 第7章 義務違反者に対する措置（第32条－第36条）
- 第8章 雜則（第37条・第38条）
- 第9章 罰則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、県民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（保安委員会規則で定める者を除く。）をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により県民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- (6) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (7) 少年 20歳未満の者をいう。
- (8) 関係団体等 法第32条の2第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「県暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体及び暴力団の排除に関し県と連携する国の機関をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れること、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、県、市町村、県民等及び関係団体等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市町村、関係団体等及び他の都道府県との連携に努めるものとする。

（県民等の責務）

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うとともに、県及び関係団体等が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

2 県民等は、暴力団員等による不当な要求行為があった場合には、県及び関係団体等の協力を得て、その排除に努めなければならない。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県にその情報を

提供するよう努めなければならない。

(暴力団との関係の遮断)

第6条 県民は、暴力団と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、暴力団との一切の関係を断ち、暴力団を利用することのないよう努めなければならない。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(推進体制の整備)

第7条 県は、市町村、県民等及び関係団体等と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町村、県民等及び関係団体等と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

(県民等に対する支援)

第8条 県は、県民等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(訴訟の支援)

第9条 県は、暴力団事務所（暴力団事務所として使用するために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。）の使用の差止めの請求、暴力団員等による不法行為の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、助言、県暴力追放運動推進センターの紹介その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団からの離脱の促進)

第10条 県は、事業者及び県暴力追放運動推進センターその他の団体と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱の促進及び社会経済活動への参加の援助をするため、就労の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 県は、暴力団の排除の重要性についての県民等の関心及び理解を深めるため、暴力団の活動実態の県民等への周知その他の広報活動及び暴力団の排除の気運を醸成

するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村において地域の実情に応じた暴力団の排除に関する施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。

(情報提供)

第13条 警察本部長は、暴力団の排除に資するため、公安委員会規則で定めるところにより、県の各執行機関、市町村、県民等及び関係団体等に対し、暴力団及び暴力団員等に関する情報を提供することができる。

2 警察本部長は、暴力団の排除に資する情報が、他の機関の所掌に係る情報であるときは、速やかに、その情報を当該他の機関に通知するものとする。

(保護措置)

第14条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動を行う者が安心してその活動に取り組むことができるよう、その者の安全の確保に配慮しなければならない。

2 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだことにより暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護、必要な資機材の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 県の事務及び事業における措置

(不当な要求行為に対する措置)

第15条 県は、職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、不当な要求行為に対する対応方針等の策定その他の不当な要求行為に対する必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事等における措置)

第16条 県は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付その他の県の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(不当な要求についての報告等)

第17条 事業者は、公共工事等に係る契約（下請の契約その他の当該公共工事等の契約に係る契約を含む。）の履行に当たって、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに知事に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。

(県の施設の使用における措置)

第18条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第3項に規定する指定管理者（次項において「知事等」という。）は、同法第244条第1項の規定により設置した公の施設（会議場、集会場、広場その他これらに類するものに限る。以下単に「公の施設」という。）が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、当該公の施設の使用の許可又は承認をしないことができるものとする。

2 知事等は、公の施設の使用の許可又は承認をした後においても、当該公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、当該使用の許可又は承認を取り消すことができる。

第4章 少年の健全な育成を図るための措置

(少年に対する教育等)

第19条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 少年の育成に携わる者は、少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないよう、少年に対する指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めなければならない。

(暴力団員による少年への禁止事項)

第20条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に少年を立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的をもって、

当該少年に対し、つきまとい、又は連續して、電話をかけ、若しくは電子メールを送信してはならない。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第21条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
 - (7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第16条に規定する少年鑑別所
 - (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
 - (9) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号の規定により設置された施設
 - (10) 福島県自然の家条例（昭和50年福島県条例第29号）第2条の表に掲げる福島県自然の家
 - (11) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内に存在することとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。
- 3 県は、第1項の規定の適用を除外され、同項に規定する区域内に存在する暴力団事務所について、市町村と連携し、その撤去に向けた活動を促進するものとする。

第5章 事業者による利益の供与の禁止等

(暴力団の利用の禁止等)

第22条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の威力を利用する目的で当該事業活動に暴力団員等を従事させてはならない。

(利益の供与の禁止等)

第23条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者（以下「指定者」という。）に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動を行うに当たって、暴力団員等又は指定者に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動を行うに当たって、暴力団員等又は指定者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その事業活動を行うに当たって、暴力団員等又は指定者に対し、情を知って、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止)

第24条 暴力団員等は、情を知って、事業者から前条第1項若しくは第2項に規定する利益の供与を受け、又は事業者に同条第1項若しくは第2項に規定する当該暴力団員等に係る指定者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から前条第3項に規定する利益の供与を受け、又は事業者に同項に規定する当該暴力団員等に係る指定者に対する利益の供与をさせてはならない。

3 暴力団員等は、情を知って、事業者に対し、前条第4項に規定する取扱いをさせてはならない。

(契約時における措置等)

第25条 事業者は、その事業活動に係る契約の内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力

団の運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の当該契約に係る者が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る契約を書面により締結する場合において、当該契約の内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定により契約を締結した場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等に係る措置)

第26条 県内に所在する不動産（以下単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- (1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる。

4 前項第2号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の措置)

第27条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守のために必要な助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の

代理又は媒介をしてはならない。

(建設工事に係る措置)

第28条 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（以下単に「建設業者」という。）は、同条第1項に規定する建設工事（修繕に係るもの）を除く。以下単に「建設工事」という。）に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の対象となる物（以下「物件」という。）が暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 建設業者は、自己が建設工事をしようとしている物件が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該建設工事に係る契約をしてはならない。
- 3 建設業者は、当該建設工事に係る契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に係るもの）を除く。以下同じ。）において、当該物件が暴力団事務所の用に供されるものであることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。
- 4 建設業者は、前項の規定により契約を締結した場合において、契約後又は工事着手後に、その相手方が当該物件を暴力団事務所の用に供するものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第6章 特定事業等からの暴力団の排除

(特定事業からの排除)

第29条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を営む者、冠婚葬祭業を営む者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第2項に定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営む者並びにゴルフ場の営業を営む者（以下「特定事業者」という。）は、広間、ホール、客室その他の設備又はゴルフ場の施設（以下「設備等」という。）が暴力団の活動に利用されることを知って、当該設備等を使用させる契約をしてはならない。

- 2 特定事業者は、暴力団の排除に係る看板又は貼り札の掲示その他の方法により、設備等が暴力団の活動に使用されないように努めなければならない。

(祭礼等からの排除)

第30条 祭礼、花火の大会、興行その他の公共の場所に多数の人が一時的に集合する行

事の主催者（その委任を受けた者を含む。以下「行事主催者」という。）は、当該行事に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、その者を当該行事に関与させること。
- (3) 露店を出そうとする者が暴力団員等であることを知りながら、その者に露店を出させること。

2 行事主催者は、その者の主催する当該行事からの暴力団の排除に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定区域からの排除）

第31条 警察本部長は、繁華街のうち公安委員会規則で指定する区域において、暴力団の排除のための活動を促進するため、暴力団の活動の実態に応じ、必要な体制を整備するものとする。

第7章 義務違反者に対する措置

（調査）

第32条 公安委員会は、第20条、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第1項又は第30条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第33条 公安委員会は、暴力団員が第20条の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所に立ち入らせ、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告）

第34条 公安委員会は、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第1項又は第30条第1項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該各項の規定に違反する行為をするおそれその他の暴力団の排除に支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(命令)

第35条 公安委員会は、第20条第1項又は第2項の規定に違反した暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反行為を中止することを命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(公表)

第36条 公安委員会は、第32条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくて当該説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、第33条第1項の規定による立入検査を正当な理由がなくて拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は第34条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、第34条に規定する勧告に係る違反行為が著しく暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公安委員会規則で定めるところにより、当該勧告をした旨を公表することができる。

3 公安委員会は、前2項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該各項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

第8章 雜則

(適用上の注意)

第37条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第38条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員

会規則で定める。

第9章 罰則

第39条 第21条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第35条第1項の規定による命令（第20条第1項の規定の違反に係るものに限る。）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 第35条第1項の規定による命令（第20条第2項の規定の違反に係るものに限る。）に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第40条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき、法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第21条第1項の規定は、適用しない。ただし、その施行の際、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、その施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。